

○役員等の待遇に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人和洋学園役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬等及び評議員の手当について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 報酬、期末手当

（報酬）

第2条 常勤の役員である下記の者は、和洋学園指定職基本給表を準用する。

理事長（8号俸）

常務理事（3号俸）

2 常勤監事の報酬については、月額300,000円とし、期末手当の額は、職員の年間支給月数に準ずる。

3 和洋学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第7条第2項第3号によって選出された理事選任委員会委員については、理事選任委員会の開催1回につき、50,000円の手当を支給する。

ただし、常勤の役員及び専任の職員の身分である者には支払わない。

（期末手当）

第3条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）には期末手当を支給する。

ただし、評議員を兼ねる理事については、評議員の期末手当は支払わない。

2 常勤の役員の期末手当の額は、職員の例に準じてその都度定める。

3 非常勤の役員等の期末手当の額については、次のとおりとする。ただし、専任の職員の身分である者には支払わない。

区分 \ 支給月	6月	12月
非常勤理事	300,000円	400,000円
非常勤監事	300,000円	400,000円
評議員	200,000円	200,000円

（支給方法）

第4条 常勤理事の報酬及び役員等の期末手当の支給方法については、職員の例による。

第3章 退任慰労金

（退任慰労金の支給）

第5条 役員等の退任慰労金は、役員等が退任したときにその者に支給する。

ただし、死亡による退任の場合には、その遺族に対して退任慰労金を支給する。

（支給基準）

第6条 常勤の役員の退任慰労金の額は、退任の日におけるその者の報酬月額に、在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | | |
|-----|--------------|---------------|
| (1) | 1年以上 5年未満の期間 | 1年につき100分の100 |
| (2) | 5年以上 9年未満の期間 | 1年につき100分の125 |
| (3) | 9年以上13年未満の期間 | 1年につき100分の150 |

(4) 13年以上17年未満の期間 1年につき100分の175

(5) 17年以上の期間 1年につき100分の200

2 非常勤の役員（専任職員の身分にあるものを除く。）の退任慰労金の額は、基準報酬額を10万円として、在任期間を前項第1号から第5号までの各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

3 専任の職員の身分にある理事の退任慰労金の額は、基準報酬額を5万円として、その計算方法を前項の例による。

4 評議員（専任職員の身分にある者を除く。）退任慰労金の額は、基準報酬額を5万円として、その計算方法を前項の例による。

5 専任の職員の身分にある評議員の退任慰労金の額は、基準報酬額を3万円として、その計算方法を前項の例による。

6 前項の定めにかかわらず評議員を兼ねる理事には、評議員の退任慰労金は支払わない。（在任期間の計算）

第7条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、職員の給与規程第26条の勤続期間の例に準じて在任1か月未満の部分を切捨て、年月数として計算する。ただし、1か月未満の部分が20日を超える場合には、切捨てを行わず、切り上げるものとする。（遺族の範囲及び順位）

第8条 第5条に規定する遺族の範囲及び順位は、職員の給与規程第28条を準用する。

第4章 旅費、交通費

（旅費）

第9条 役員が業務のため出張する場合は、和洋学園旅費規程別表学長の例に準じて旅費を支給する。

第10条 非常勤の役員等（専任職員の身分にある者を除く。）が理事会又は評議員会に出席した場合は、和洋学園旅費規程に基づき、交通費を実費支給する。

ただし、遠隔地から出張する場合には、前条の旅費を支給することができる。

2 常勤の役員が電車等を利用して通勤する場合は、職員の例に準じて交通費を支払う。（旅費規程の準用）

第11条 この規程に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給について必要な事項は、職員に適用する旅費規程を準用する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会に諮問し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成4年7月22日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成２８年５月２７日から改正施行する。

附 則

この規程は、２０２０年４月１日から改正施行する。

附 則

この規程は、２０２５年４月１日から改正施行する。ただし、評議員を兼ねる理事に対する評議員の退任慰労金については、２０２５年の定時評議員会の終結の時までは、従前のおりとする。

指 定 職 基 本 給 表

和洋学園

号 俸	基 本 給 月 額
	円
1	6 3 9, 6 0 0
2	7 1 0, 1 0 0
3	7 8 5, 2 0 0
4	8 7 3, 6 0 0
5	9 4 0, 8 0 0
6	1, 0 1 1, 4 0 0
7	1, 1 0 6, 6 0 0
8	1, 1 9 2, 8 0 0
9	1, 2 7 9, 1 0 0
10	1, 3 6 9, 8 0 0
11	1, 4 5 2, 7 0 0